

成人式

平成 24 年佐呂間町成人式
成人おめでとうございます

1月8日、町民センターで成人式が開催されました。新成人 58 名中 44 名が式典に出席し、町長・議長からのお祝いの言葉のあと新成人を代表し、柏尾詩織さんが記念品を受け取り、藤田雄貴さんが成人式を迎えたことへの感謝と決意を答辞として述べられ、三津谷直記さんと

渡部未来さんが立派な社会人となることへの宣誓を力強く行い、式典を閉会しました。

式典終了後は「佐呂間獅子舞」、ギターリスト谷本光氏のライブコンサートが開催され新成人の新たな門出をお祝いしました。



- ① 20 歳を迎えた感想は？ ② 成人を迎え、まずやってみたいことは？
③ 将来の夢は？ ④ 佐呂間町に希望することは？

三津谷 直記 さん



- ① 大人になったんだなと思いました。
② お酒を飲みたいです。
③ 親父のような立派な漁師になりたいです。
④ 活気のある町にしてほしいです。

藤田 雄貴 さん



- ① あっという間の 20 年でした。
② 旅行
③ 遊び心を持ったイイ大人になりたい。
④ 若者が帰ってこれる町作りをしてほしい。

柏尾 詩織 さん



- ① あっという間だったなという感じです。
② お酒を飲んでみたいです。
③ 結婚して、幸せな家庭を築きたいです。
④ 活気のある町になってほしいです。

渡部 未来 さん

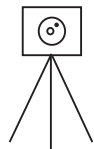


- ① 実感がないけど嬉しいです。
② みんなで旅行したい。
③ 楽しく幸せに暮らす。
④ カフェがほしい。

Town Topics

まちの話題

話題・出来事など皆さんからの
情報をお待ちしています。
町民課 住民活動係
Tel 2・1213



永年の功績を称えて 北海道社会貢献賞 『堀米 克宣氏・山崎 國弘氏～海難救助功労～』



写真左から山崎氏、堀米氏

平成 23 年 12 月 15 日付けで、浜佐呂間在住の堀米克宣氏、山崎國弘氏が北海道社会貢献賞（海難救助功労者）を受賞されました。

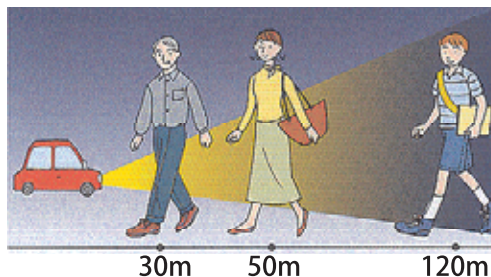
堀米氏は昭和 54 年 4 月に常呂救難所に入所し、平成 23 年 3 月までの 32 年間、副救助長を務めるなど永年尽力されました。

山崎氏は昭和 51 年 3 月から常呂救難所に入所し、平成 23 年 3 月までの実に 35 年間の永年に亘り、班長を務めるなどご尽力されました。両氏は、過去 10 年間では 13 回救難活動に出動され、豊かな経験と熟練した技能を持って、率先して救難活動の実績をあげておられます。

30 年以上の救難活動を振り返り「救難所に入所以来、とにかく大変だった。」と話してくださいました。表彰は平成 23 年 12 月 15 日、札幌市 KKR ホテル札幌にて行われました。

セーフティーロード サロマ

毎月 1 日は佐呂間交通安全の日
15 日は道民交通安全の日



反射材を着用すると、黒っぽい服装に比べ約 4 倍の距離でも認識されることができます。

つけていますか？ あなたを守る反射材

▼STOP ザ 交通事故
確認だ
心のゆとりと
車間距離

佐呂間中学校 2 年
川村 諒太

▼交通事故発生状況
(平成 23 年 12 月末)

発生 8 件 (—1 件)
死亡 1 人 (±0 人)
傷者 8 人 (—2 人)

(—) 内は前年比

▼発生件数は人身事故の件数

95 日 (1/26 現在)



デイライト運動周年展開中
昼間点灯で交通事故減少の効果!!
皆さんもぜひ参加してください。

冬道は、路面状況が悪く運転手は路面状況に集中するあまり、視野が狭くなりがちです。夜光反射材の着用など、少しでも自分の存在を目立たせ、交通事故に遭わないよう心がけましょう。

上のイラストでは反射材着用時における、運転手からの認識可能距離を表しています。黒っぽい服装では 30m まで近づかなければ認識できませんが、反射材着用時には約 120m でも認識することが可能とされています。歩行者も運転手も、認識できる距離、認識される距離を、車の停止距離を頭に入れ、反射材の着用や、安全運転を実践し、悲惨な交通事故を無くしましょう。

佐呂間町交通安全対策本部では、夜光反射材を無料で配布しています。靴に貼るものやバッグにつけるキーホルダータイプのものなど様々な種類の物を用意しています。役場ロビーのカウンターに置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。

自宅で作成！ネットで申告「e-Tax」

e-Tax は、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署にでかけることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

- ①「確定書等作成コーナー」から直接送信できます。
自動計算で便利な確定書等作成コーナーを利用して作成した申告書を、自宅から e-Tax で直接送信できます。
- ②最高 4,000 円の税額控除を受けることができます。
平成 23 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行くと、所得税額から最高 4,000 円の電子証明書等特別控除を受けることができます。（平成 19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回。平成 24 年分は最高 3,000 円。）
- ③添付書類の提出又は提示を省略できます。
所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載の内容（病院などの名称・支払金額など）を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略できます。（税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）
- ④還付金を早く受け取ることができます。
e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています。
- ⑤ 24 時間いつでも利用可能です。
所得税の確定申告期間中は、24 時間 e-Tax の利用が可能です。

○「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

確定申告のお知らせ

平成 23 年分の所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告期間は、2 月 16 日から 3 月 15 日までです。k 確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、提出してください。

確定申告書などの用紙や手引きは、国税庁ホームページから入手できるほか、市役所、町役場にも備え付けてあります。

また、確定申告書は、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、そのまま e-Tax で送信することができます。税務署などの申告会場にお越しの際には「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください。前年、税務署などの申告会場でパソコンを利用して申告された方で、「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください。

※ e-Tax の利用には、電子証明書が付与された住民基本台帳カード（IC カード）及び IC カードリーダーが必要で

※税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日など）は、税務署での確定申告の受付は行っていない。

○国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

公的年金などを受給されている方へ

平成 23 年度分以後の各年分について、公的年金などの収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金にかかる雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※ 1 この場合でも、所得税の還付をうけるための確定申告書を提出することができます。

※ 2 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳細は、役場企画財政課町民税係までお問い合わせください。

【お問い合わせ】
役場企画財政課町民税係
Tel 2・1214

国民年金保険料免除・猶予期間のある方は追納を !!

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取り額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10 年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。追納のお申込みは下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】
北見年金事務所
Tel 0157・25・9635

年金にかかる税金について

老齢年金は、所得税法上の雑所得として所得税がかかります。65 歳未満のその年の支払額が 108 万円以上の方、65 歳以上の 158 万円以上の方は、原則として所得税がかかります。（この年金額未満の方は源泉徴収されません。）年金に課税される所得税は、各月の支払額から源泉徴収されます。受給されている方には、1 月下旬に前年分の「源泉徴収票」が届きます。確定申告などの際に税務署に提出してください。また、亡くなられた方の源泉徴収票については、ご遺族の方に対し、2 ヶ月程度で源泉徴収票（準確定申告用）が届きます。

【お問い合わせ】
ねんきんダイヤル
Tel 0157・05・1165

住宅用火災警報器で火災予防 !!

～遠軽地区広域組合消防本部～

■平成 23 年 火災発生概要

平成 23 年中における遠軽地区広域組合消防本部管内（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の火災発生件数は前年と比べ、2 件増の 28 件あり、建物火災が 19 件、車両火災が 3 件、その他の火災が 6 件となっています。佐呂間町での火災発生件数は前年より 1 件減の 3 件でしたが、その大半は建物火災が占め、損害額は 129 万円、管内では約 1 億 4,700 万円の大変貴重な財産が失われています。また、管内で 3 名の尊い命が火災により失われています。

前年に比べ 2 倍以上焼損面積が広がり、7 倍以上損害額が増加した背景には、比較的大きな店舗併用住宅や牛舎の火災が発生したことが挙げられます。原因別に見ると、ガスコンロを使用したまま放置、燃焼器具の不適切な使用、たばこの不始末など、人為的ミスによる火災の発生が多く、普段から火の取扱いには十分気をつける必要があります。生命、身体及び財産を火災から守るために当消防本部管内では平成 20 年 6 月から、全国的には平成 23 年 6 月から全国的に住宅火災警報器（住警器）の設置が義務付けられているところですが、昨年 7 月に実施した住警器設置率アンケート調査では、未だに約 3 割の世帯が未設置となっています。

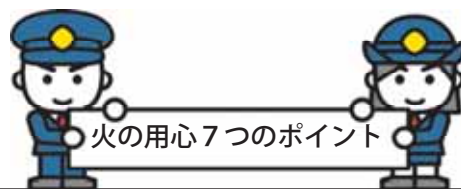
住警器により火災を早期に発見することで、初期消火や避難、通報などの行動が早まり、延焼防止だけでなく、あなた自身はもちろん大切な家族の生命、財産を守ることにつながります。住警器を未設置の方は 1 日も早く必ず設置してください。

■近年の火災発生状況

	年別	出火件数	焼損面積	損害額 (千円)	死者	負傷者
管内	21	27	2,061	54,603	1	2
	22	26	1,212	20,576	1	2
	23	28	2,834	147,403	3	8
佐呂間町	21	2	3	67	0	0
	22	4	47	252	0	0
	23	3	15	1,290	0	2

■住宅火災による死傷者が増えています !!

管内において、住宅火災による死傷者の数が増加傾向にあります。災害弱者を守り、住宅火災から死傷者を出さないためには、一人一人の心がけはもちろん、家族やご近所の協力体制が必要になります。



- ◆寝タバコやタバコの投げ捨てをしない。
- ◆天ぷらを揚げるときはその場を離れない。
- ◆家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ◆子どもにはマッチやライターで遊ばせない。
- ◆ストーブには燃えやすいものを近づけない。
- ◆電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない。
- ◆風の強いときは焚き火をしない。

自動車税の課税事務が札幌道税事務所に集約されます

平成 24 年 4 月から、道内ナンバー全ての自動車税及び自動車取得税の課税事務が札幌道税事務所において取り扱われることになります。そのため、4 月以降の自動車税及び自動車取得税に関する問い合わせについては、札幌道税事務所自動車税部が担当することになります。なお、納税相談・納税証明書発行申請・課税免除申請などについては、引き続き北見道税事務所において受付ます。

■札幌道税事務所自動車税部

○自動車税の課税に関すること

Tel 011・746・1190

○自動車取得税の課税に関すること

Tel 011・746・1195

○課税免除に関すること

Tel 011・746・1194

3 月は道税の滞納処分強化月間です !!

オホーツク総合振興局では、12 月・3 月の各月を「滞納処分強化月間」として道税の滞納整理に取り組んでいます。

3 月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得税などの道税全てについて滞納整理を進めることとしており、給与・預貯金・動産などの財産差押えを行います。まだ、納税がお済でない方は大至急納税してください。納税についてのご相談は、北見道税事務所納税課へお願いします。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替が利用できます。

【お問い合わせ】

北見道税事務所納税課

Tel 0157・25・8686

自動車の抹消・移転の登録は 3 月 31 日までに !!

自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で運輸支局に登録されている自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。自動車を廃車又は売買・譲渡により所有しなくなった場合は、すぐに運輸支局で抹消又は移転の登録をしてください。

3 月 31 日までに抹消又は移転の登録がされていない場合、平成 24 年度も自動車税が課税されますのでご注意ください。

【お問い合わせ】

北見道税事務所課税課自動車係

Tel 0157・25・8683

○自動車税についてホームページ

<http://www.pref.hokkaido.jp/sm/zim/tax/car01.htm>

ふれあいタクシーの利用について

ふれあいタクシーは佐呂間市街地以外に居住する住民で、65歳以上の高齢者の通院や日常生活を支援し、地域と市街地住民の交通格差解消を図ることを目的として平成22年10月から運行しています。週1回、午前中1往復で前日までの予約により乗合での利用となります。通院、買物などの足としてご活用ください。

■対象者

65歳以上で表に示す利用対象区域に居住する住民

■利用登録証について

利用するには、役場で発行する利用登録証が必要となりますので手続をお願いします。なお、平成22年9月まで利用していた「高齢者バス運賃助成証明書（顔写真付）」をお持ちの方は新たな利用登録証は不要となります。

○持参するもの

ヨコ2.3cm×タテ3cmの顔写真（スナップ写真可）

○手続の場所

役場保健福祉課社会福祉係

役場若佐支所

役場浜佐呂間出張所

■運行区間

○自宅から佐呂間市街地の主要施設（公共施設・病院・商店など）まで

運行日	利用対象区域
月曜日	共立・大成・栄・啓生・川西・富丘
火曜日	栃木・中国・若佐・武士・朝日・西富の一部
水曜日	浪速・幌岩・浜佐呂間
木曜日	知来・仁倉・東の一部
金曜日	富富士・若里・北の一部

※西富、東、北の一部とは、バスターミナルから最短の距離が2km以上の区域となります。

■運行時間

[往路] 8:25 佐呂間ハイヤー出発

⇒ 各利用者宅に迎え

⇒ 佐呂間市街主要施設降車

[復路] 11:15 バスターミナル、佐呂間市街地主要施設乗車

⇒ 各利用者宅へ送り

※時刻はおおよその目安となります。利用される方の人数などにより変更となることがありますので、予約・乗車の際に運転手に確認してください。

■乗車予約

○佐呂間ハイヤー Tel 2・3537

※乗車前日の17時までに予約してください。

INFORMATION

小学生のための国際交流事業（佐呂間町ふるさとまちづくり振興事業）

『ちびっこ探検学校ヨロン島参加者募集』（ヨロンアドベンチャースクール）

「ちびっこ探検学校ヨロン島（ヨロンアドベンチャースクール）」に参加する子どもたちを募集します。

この事業は、子どもたちが自然とふれあうなかで、その恩恵を学ぶことや団体生活を通じ、規律や仲間と助け合う楽しさ、大切さを学ぶこと、更には外国人小学生と活動を共にすることで言語や習慣を超えた友情を育み、国際感覚を身に付けることを目的として実施しています。

■期 間 3月27日～4月2日（6泊7日）

■場 所 鹿児島県大島郡与論町

■定 員 本町参加枠16名

定員を超えた場合には抽選とさせていただきます。（5・6年生優先）

■行 程（往路）

女満別空港⇒沖縄那覇空港⇒那覇港（船内泊）⇒フェリーでヨロン島へ

（復路）

ヨロン島⇒フェリーで沖縄へ⇒沖縄泊⇒那覇空港⇒女満別空港

■参加費用 168,000円

（佐呂間町ふるさとまちづくり振興基金から1/2以内の助成があります。）

■参加条件 ①小学校3年生～6年生（2月現在）
※ただし、過去にこの事業に参加した子どもを除く。

②健康で規則を守り協調性を大切にできる子

■申込期限 2月17日

■説明会 参加者が確定した段階で開催します。

【申込・お問い合わせ】

役場町民課企画財政課企画係 Tel 2・1214

使用済み乾電池・蛍光灯のリサイクルにご協力を

家庭から出る「使用済み乾電池・蛍光灯」についてはリサイクルを行っています。乾電池・蛍光灯に含まれる水銀を再利用することで、大気、土壌汚染を防ぐことができます。なお、回収方法については、下記の保管場所に回収箱を設置していますので、最寄の場所までお持ちください。

回収した乾電池・蛍光灯は、イトムカ鉱業所（北見市留辺蘂町）に搬入し、水銀やガラスなどにリサイクルして使用されますので、町民の皆さんのご協力をお願いします。

◆使用済み蛍光灯

○対象：環形、直管形、ボール型、コンパクト形などの蛍光灯、裸電球

○処理料金：無料

○保管場所：佐呂間町役場・若佐コミセン・浜佐呂間活性化センター・若佐ストックヤード

◆使用済み乾電池

○対象：マンガン電池、アルカリ電池

○処理料金：無料

○保管場所：佐呂間町役場・若佐コミセン・浜佐呂間活性化センター・図書館・町民センター・若佐ストックヤード

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

奨学金制度をご利用ください

平成24年度佐呂間町奨学金の貸付を希望される方の受付を次により行います。

■奨学生の条件

- ①本町住民の子弟である方
- ②高校、高等専門学校又は専修学校、大学に就学する方及び在学している方
- ③身体健康、学業優秀、性行善良である方
- ④学資の支弁が困難な方

■奨学生の人数

10名程度（高校など3名、大学など7名）

■奨学金の貸付額

- ①高校生、高等専門学校生など 月額 10,000円以内
- ②大学生、専修学校生など 月額 22,000円以内

■奨学金の返還

- ①奨学金は無利子です。ただし、期日までに納入されないときは、延滞利息がかかる場合があります。
- ②奨学金の返還は、最終の学校を卒業後1年間据置き、その後6ヵ年で償還していただきます。

■貸付の申請

貸付を希望される方は、4月1日～4月20日までに教育委員会へお申込みください。申請用紙は、教育委員会で用意しています。

【お問い合わせ】

教育委員会管理課学校管理係 Tel 2・1294

子ども手当の認定請求はお済みですか？

平成23年10月以降の子ども手当を受給するためには、平成23年9月まで受給していた方も、改めて「認定請求」の申請が必要です。

申請が完了している方には2月10日に子ども手当が支給されますが、申請がお済みでない方は、次のとおり手続きをしていただくことで次回の支払日に受け取ることができます。なお、次回の支給は6月を予定しています。

■申請場所 役場保健福祉課社会福祉係
若佐支所・浜佐呂間出張所

■申請に必要なもの

①認定請求書（対象者に郵送していますが、窓口にも用意してありますのでご利用ください。）

②請求者（保護者）の健康保険証

③印鑑

■申請期限 3月30日

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

パソコンのリサイクルは？

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています。PCリサイクルマークのついたパソコンは無料でメーカーが回収・再資源化します。

廃棄するパソコンメーカーの受付窓口又はホームページからお申込みください。マークのないものは料金負担となりますので、ご確認ください。なお、自治体、販売店などでの申込受付は行っていません。回収するメーカーのない自作したパソコンや、倒産や事業撤退したパソコンについては「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。回収対象機器はホームページでご覧になれます。

【お問い合わせ】

一般社団法人パソコン3R推進協会
Tel 03・5282・7685

○ホームページ

<http://www.pc3r.jp>



軽自動車の異動届をお忘れなく !!

軽自動車税は、毎年4月1日現在の使用者に課税されることになっています。

軽自動車を他の人に譲ったり、廃車したなどの異動があった場合、3月31日までに届出がなければそのまま課税されますので、十分にご注意ください。

■届出先

○役場企画財政課

- ・50cc～125ccまでのバイク
 - ・小型特種自動車（農耕用トラクタ含む）
- の異動及び廃車届または新規登録を受け付けます。

○北見地区軽自動車協会

- ・125ccを超えるバイク
- ・軽4輪自動車

の異動及び廃車届または新規登録を受け付けます。

【お問い合わせ】

北見地区軽自動車協会 Tel 0157・24・6130

◇その他自動車税に関する問い合わせ

オホーツク振興局北見道税事務所自動車税係

Tel 0157・25・8681

ホームページ

<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim>

町営住宅の空家状況

1月20日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。
入居申込など詳しくは（建設課 Tel 2・1210）までご連絡ください。

◆若佐第1団地 2階2LDK 2階3戸

平成23年度新設 22,300円～（予定）

■宮前団地 2階2LDK（1階）2戸

平成9年度建設 20,300円～

平成14年度建設 21,400円～

2階3LDK（2階） 23,900円～

☆特定公共賃貸住宅

2階3LDK（2階）1戸 47,700円～

■西富団地 2階3LDK（1階）2戸・（2階）1戸

昭和56年度建設（2階） 15,200円～

昭和58年度建設（1階） 15,600円～

昭和59年度建設（1階） 16,400円～

平成7年度建設（2階） 21,900円～

※印は60歳未満でも単身入居可能な住宅です。

☆印の特定賃貸住宅は収入が多い方のための住宅です。

入居要件などが一般住宅と取扱いが異なりますので、詳しくは役場建設課管理係までご連絡ください。

土地・家屋の評価額が縦覧できます

土地・家屋の縦覧帳簿を次の期間中に縦覧することができます。

☆縦覧できる方

○所有者本人（納税管理人を含む）

○家屋又は土地を他の人から借りている方（ご自分に関わる固定資産のみ）

☆期 間 4月2日～5月31日 8:30～17:15

（※土・日・祝日は除きます。）

☆場 所 企画財政課資産税係

【お問い合わせ】

役場企画財政課資産税係 Tel 2・1214

東日本大震災義援金について



1月末現在、

5,851,530円

を日本赤十字社に送金しています。義援金については、3月末まで役場保健福祉課で受け付けています。

INFORMATION

永代 川滝 一さん
若佐 酒井 武雄さん
西富 宮崎 倫代さん
▼香典返しを廃して
■社会福祉協議会

ご寄付
ありがとうございます

人のうごき

—	12月末現在	—
人	口	5,810人（－5）
	男	2,778人（＋3）
	女	3,032人（－8）
	世帯数	2,473戸（－4）
	（）は前月比です。	



立春が過ぎ、暦の上ではもう春ですが、寒い日が続きまだまだ春は遠いようです。大人にとっては寒い寒い冬も、子どもたちにとっては格好の遊び場です。雪の上を歩いたり走ったり、寝転んだり…それだけでも楽しめます。

暖かい日は親子で外に出て、全身で冬を楽しむのも良いですね。

伝統行事を楽しんでいます!!

年齢別『あそびの広場』では、`節分、や`桃の節句、などの伝統行事を、各クラスの年齢に合わせ、製作やゲームを通して楽しんでいます。`節分、では手作りのお面をつけて、みんなで風邪ひき鬼や散らかし鬼…悪い鬼を退治しました。3月の`桃の節句、では雛人形を作り、みんなの健やかな成長を願います。

楽しかったね、雪中運動会!!

1月25日に、町営スキー場で雪中運動会を行いました。当日は気温が低く、頬にふれる風も冷たかったのですが、参加した1歳から5歳までの子どもたちは、お母さんお父さんと一緒にハイハイで雪山を登ったり、ボブスレーに乗ったりと、冬ならではの遊びを満喫しました。



事業の日程変更について

先月号(1月)で、『おしゃべりあいあい』を2月8日実施と記載しましたが、2月29日に変更します。

2月8日は、子育てサークル`てをつなごう、のお母さんたちによる、フリーマーケット(10時~11時)を行います。衣服や靴、おもちゃや絵本など、子どもたちの生活に関わる物が出品されますので、足を運んでみてください。フリーマーケットに関する問い合わせは、子育て支援センター(Tel 2・1255)まで。

赤ちゃんの運動発達

1月18日の『パパママたまご教室』は、【赤ちゃんの運動発達】の講話を行いました。当日は0歳児のお母さんとお父さんが参加し、「目を動かすことが、首のすわりにつながるの、興味のある玩具で目の動きを促すことが大切。」「寝返りをする事で胸まわりの丸みをつくり、呼吸をしやすくする。」など、赤ちゃんのひとつひとつの動きは意味があり、大切であることを武道館・温水プールの本間指導員から聞きました。

また、講話終了後は子どもたちの様子を見ながらアドバイスを受たり、運動発達に関する質問をするなど、有意義な時間を過ごすことができました。

寝返りは大切!!



みんな集まれ!! かまくら雪まつり

今年で13回目を迎える『かまくら雪まつり』が、2月19日に行われます。会場には雪像やかまくらが並び、大きな雪の滑り台を楽しむことができます。ゲームなどの催し物もありますので、暖かい服装で会場に足を運んでください。また、町民センターではサイエンスキャラバンも行われていますので、あわせてお楽しみください。

◎日程 2月19日 10時~13時30分

◎場所 町民センター駐車場特設会場

(昨年と会場が変わっていますので、お間違えのないようにしてください。)

*問い合わせは社会福祉協議会(Tel 2・3732)

3月の事業紹介

☆『子育て自由相談日』

◎日程 3月1日(10時~11時30分)は保健師相談日です。お子さんの発育の様子や運動発達、子育ての悩みなどの相談ができます。お気軽にご相談ください。支援センターは自由開放日です。相談のない方も遊びに来てください。

☆『パパママたまご教室』

3月7日は【赤ちゃんの生活リズム】を行います。参加される方は5日までに申し込んでください。

各事業はサロマガゲンキマイレージの対象となります。事業に参加される方は、ポイントカードをご持参ください。